

事例 11 ワタキューセイモア㈱による東邦セールス㈱の株式取得

第1 本件の概要

本件は、全国でリネンサプライ事業を営むワタキューセイモア株式会社（以下「ワタキュー」という。）が、徳島県内で同業を営む東邦セールス株式会社（以下「東邦セールス」という。）の発行済株式の全てを取得し、子会社とするものである。関係法条は独占禁止法第10条である。

第2 一定の取引分野

1 役務範囲

リネンサプライには、ホテルリネンと病院リネンがあるが、これらは、法令等の規制の有無、ユーザーの業態、サービスの提供形態等が異なっており、両者は代替関係に無い。このため、「ホテルリネン」と「病院リネン」に分けて役務の範囲を画定した。

2 地理的範囲

ホテルリネンにおいては、リネンサプライ事業者はほぼ毎日、指定の時間帯に集配を行う必要があり、ユーザーはおおよそ同一県内に洗濯工場のあるリネンサプライ業者と取引している状況にある。

病院リネンにおいては、リネンサプライ事業者は四国内に洗濯工場があれば四国全域での事業活動が可能であり、ユーザーも工場の所在県にかかわらず四国全域からリネンサプライ事業者と取引している状況にある。

したがって、ホテルリネンについては各都道府県を地理的範囲として画定することとし、当事会社が競合する「徳島県」を地理的範囲として画定した（ワタキューは、徳島県内に洗濯工場を有していないが、徳島県のユーザーにとって、ワタキューは取引先の一つとなっている。）。また、病院リネンについては「四国ブロック」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 ホテルリネン

ホテルリネンについては、本件行為後のHHIの水準及び本件行為によるHHIの増分が水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当することから、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

2 病院リネン

(1) 市場シェア

平成21年度の四国ブロックにおける病院リネンの市場規模は約33億円である。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位は約35%・第1位となる。また、本件行為後のHHIは約2,900、HHIの増分は約400であり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

順位	会社名	市場シェア
2	ワタキュー	約25%
4	東邦セールス	約10%
(1)	当事会社合算	約35%

(注) シェア加算対象会社を含む。

(2) 競争事業者の状況

市場シェアが10%を超える有力な競争事業者が複数存在する。また、洗濯工場の稼働率から、当事会社、競争事業者ともに供給余力を有している。

(3) 参入

リネンサプライとは異業種の事業者が四国内にリネンサプライの洗濯工場を新設し、病院リネンを中心に営業活動を開始した事例がある。

また、最近では、ユーザーのコスト削減の意識が高まってきたことを背景に、今まで取引のなかったユーザーからリネンサプライに係る周辺業務（寝具類でない白衣やマットレスのリース等）の契約を獲得し、その上でリネンサプライ業務の新規獲得に向け、営業活動を行う異業種の事業者がある。

したがって、参入圧力が存在すると認められる。

(4) 隣接市場からの競争圧力

交通網の発達によって、ユーザーが、四国以外に洗濯工場を有している事業者を選択した事例があり、このような状況が続くものと考えられる。

したがって、隣接市場からの競争圧力が存在すると認められる。

(5) 需要者からの競争圧力

病院リネンの業務は見積り合わせの方法により発注され、契約期間は1～3年間である。寝具類の洗濯や消毒方法等については、法令等の規制があるほか、洗濯工場が機械化されているため、業者間で大きな技術の差はなく、ユーザーは契約満了時に取引先のリネンサプライ事業者を変更することが容易である。

したがって、需要者からの競争圧力が存在すると認められる。

(6) 独占禁止法上の評価

前記の状況に鑑みれば、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第4 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。